

株式会社 植村漁具行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年 2月 1日～令和 8年1月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：女性労働者の、妊娠中の健康や出産後の復職についての相談に応じられるよう、社内に相談窓口を設置し、担当者を配置する

- 令和3年2月～窓口担当者の選出作業を開始し、選出する。
- 令和4年2月～選出された担当者への各種研修を実施する。
- 令和5年2月～相談窓口を開設する。

目標2：妊娠中や出産後の女性労働者に対する労働基準法による産前産後の休業。健康保険法による各種手当金、雇用保険法による育児給付金等の申請の仕方等や母体の健康の確保、についての情報提供の実施

- 令和3年2月～産前・産後休業・育児介護休業・育児介護給付等の情報収集を開始する。
- 令和4年2月～収集した情報に基づき、社内に検討会を設置し検討・協議する。
- 令和5年2月～周知するためのパンフレット等の作成を開始する。
- 令和6年2月～作成したパンフレット等の配布、周知の方法を検討する。